

岩手県 子ども医療費助成事業コード一覧表 (令和6年8月1日現在)

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する子ども医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲です。なお、現物給付の対象年齢は、高校生年齢以下となっています。(全市町村共通)
- ◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●県単独事業の実施内容(県基準) この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方(ただし、小学生は入院に限ります)
所得制限	児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額+80万円(扶養者2名の場合は、年間所得348万円以下の方が対象となります)
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで(ただし、受給者が3歳未満又は監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会

〒020-0025

盛岡市大沢川原三丁目7番30号

担当: 審査課 福祉・療養費係

TEL 019-623-4328

FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇 号

↑ 市町村コード ↑ 事業コード ↑ 受給者ごとの任意の番号

市町村名	入外区分	市町村コード	事業コード				1レセプト当たりの 受給者負担限度額	
			所得制限 県基準の範囲内		所得制限 県基準の範囲外			
			6歳 (就学)	12歳 (小6)	15歳 (中3)	18歳 (高3)		
盛岡市	入・外	01	10	60			60	【未就学】受給者負担なし 【小学生～高校生】入院2500円 外来750円(小学生～高校生の住民税非課税世帯は受給者負担なし)
宮古市	入・外	02	10	60			60	受給者負担なし
大船渡市	入・外	03	10	60			60	受給者負担なし
奥州市	入・外	04	10	60			60	受給者負担なし
花巻市	入・外	05	10	60			60	【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】入院2500円 【小学生以上外来】750円(住民税非課税世帯は受給者負担なし)
北上市	入・外	06	10	60			60	【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】入院2500円 外来750円
久慈市	入・外	07	10	60			60	受給者負担なし
遠野市	入・外	08	10	60			60	受給者負担なし
一関市	入・外	09	10	60			60	受給者負担なし
陸前高田市	入・外	10	10	60			60	受給者負担なし
釜石市	入・外	11	10	60			60	受給者負担なし
二戸市	入・外	13	10	60			60	【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】県基準通り
八幡平市	入・外	17	10	60			60	受給者負担なし
滝沢市	入・外	18	10	60			60	【未就学】入院2500円 外来750円 【小学生以上】県基準通り(住民税非課税世帯の小学生以上外来、中学生以上入院は上記受給者負担あり)
零石町	入・外	14	10	60			60	受給者負担なし
葛巻町	入・外	15	10	60			60	受給者負担なし
岩手町	入・外	16	10	60			60	受給者負担なし
紫波町	入・外	21	10	60			60	入院2500円 外来750円
矢巾町	入・外	22	10	60			60	入院2500円 外来750円
西和賀町	入・外	30	10	60			60	受給者負担なし
金ヶ崎町	入・外	31	10	60			60	受給者負担なし
平泉町	入・外	36	10	60			60	受給者負担なし
住田町	入・外	43	10	60			60	受給者負担なし
大槌町	入・外	45	10	60			60	受給者負担なし
山田町	入・外	48	10	60			60	受給者負担なし
岩泉町	入・外	49	10	60			60	受給者負担なし
田野畑村	入・外	50	10	60			60	受給者負担なし
普代村	入・外	51	10	60			60	受給者負担なし
軽米町	入・外	54	10	60			60	受給者負担なし
洋野町	入・外	55	10	60			60	受給者負担なし
野田村	入・外	56	10	60			60	受給者負担なし
九戸村	入・外	59	10	60			60	受給者負担なし
一戸町	入・外	62	10	65			60	受給者負担なし

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口に医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までの支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行います。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口に提出し一部負担金を支払った後、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行います。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行います。